

サービス利用の流れ②

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 ケアマネジャーを選ぶ

市区町村などが発行する事業者一覧の中から居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。
▶ 居宅介護支援P.10

2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって介護サービスを利用します。

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となった場合、本人が希望し、市区町村が必要と判断すれば介護予防・生活支援サービス事業を引き続き利用できます。

介護サービスの種類

居宅サービス

- 訪問サービス…▶ P.11・12
- 施設に通う…▶ P.12
- 短期間施設に泊まる…▶ P.13
- 施設に入所して利用する…▶ P.13
- 生活環境を整える…▶ P.20・21

地域密着型サービス

- 訪問サービス…▶ P.18
- 認知症の方向け…▶ P.18
- 施設に通う…▶ P.18
- 通いを中心とした複合サービス…▶ P.19
- 施設に入所して利用する…▶ P.19

介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

ケアプランにそって施設サービスを利用します。

施設サービス

- 介護保険施設に入所する…▶ P.14



要支援1・2の方

1 地域包括支援センター等に連絡する

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者に連絡します。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

2 介護予防ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。
▶ 介護予防支援P.15

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。介護予防ケアプランにそって介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

介護予防サービスの種類

介護予防サービス

- 訪問サービス…▶ P.15・16
- 施設に通う…▶ P.16
- 短期間施設に泊まる…▶ P.17
- 施設に入所して利用する…▶ P.17
- 生活環境を整える…▶ P.20・21

地域密着型介護予防サービス

- 認知症の方向け…▶ P.18
- 通いを中心とした複合サービス…▶ P.19

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶ P.23
- 施設に通う…▶ P.23

事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡する

地域包括支援センターに連絡します。



2 ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶ P.23
- 施設に通う…▶ P.23



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。